公示送達

宇都宮都市計画事業宇都宮市下栗・平松本町土地区画整理事業において、左記の者に対する土地区画整理法第百三条第一項の規定による換地処分の通知は、送付すべき場所が確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　宇都宮市平松町一番地
氏名　小林金二郎

住所　宇都宮市平松本町九四番地
氏名　増渕　嫌次

住所　宇都宮市平松本町七六四番地二五
氏名　鎌倉　克美

住所　宇都宮市平松本町五二番地一ナイスマークステージ平松本町四〇四
氏名　佐藤　正徳

二　通知の内容

宇都宮都市計画事業宇都宮市下栗・平松本町土地区画整理事業において定められたあなたの関係事項は、別紙明細書および換地図のとおりです。

よって、土地区画整理法第百三条第一項の規定により通知します。

教示

一　この通知に係る処分について不服があるときは、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三十七条の二第一項及び行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内（同法第十四条第一項）に宇都宮市長に審査請求をすることができます。

二　この通知に係る処分について不服があるときは、右記一の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内（同法第十四条第一項）に宇都宮市下栗・平松本町土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、行政事件訴訟法の規定に基づき、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内（同法第十四条第三項）に宇都宮市下栗・平松本町土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、換地明細書、各筆各権利別清算金明細書、換地案内図及び換地明細図は省略し、それらは当該土地区画整理事業施行地区内の宇都宮市下栗町二〇三五番地五にある掲示板に掲示してあります。

平成二十三年一月二十八日

栃木県宇都宮市下栗町二〇三五番地五
宇都宮都市計画事業　宇都宮市下栗・平松本町土地区画整理事業
施行者　宇都宮市下栗・平松本町土地区画整理組合
代表者　理事長　平野　起佑

公示送達

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の他の宅地についての仮換地指定の通知の送付に代わる公告

次の表の下欄に記載する者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第５項の規定による他の宅地についての仮換地指定の通知は、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、該当書類の送付にかえて通知内容を同表下欄のとおり公告します。

書類の送付を受けるべき者	名古屋市港区川園三丁目74番地 坂野　リツ						
仮換地となるべき土地（名古屋市港区）				他の宅地についての仮換地			摘要
町	地番	地目	地積（㎡）	街区番号	仮地番	地積（㎡）	
西茶屋二丁目	164	田	1,190	73街区大規模商業施設用申出換地			
西茶屋三丁目	21―1	田	9.97	73街区大規模商業施設用申出換地			
この他の宅地についての仮換地指定の効力発生の日　平成22年11月11日							

教示１

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に限り、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。

教示２

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決があったことを知った日）から６箇月を経過するまでは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、名古屋市茶屋新田土地区画整理組合を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日（審査請求をしたときは、裁決の日）から１年を経過したときは、提起することができません。

平成23年１月28日

名古屋市港区川園一丁目17番地
名古屋市茶屋新田土地区画整理組合
組合長　山田　都照

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年１月28日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①桜の里パークタウン開発株式会社　②東京都知事(1)91044　③代表取締役　甲斐良治　④東京都港区赤坂一丁目11番44号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区赤坂一丁目11番44号　桜の里パークタウン開発株式会社　代表取締役　甲斐良治

①港南四丁目開発株式会社　②東京都知事(1)85443　③代表取締役　亀山賢一　④東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　港南四丁目開発株式会社　代表取締役　亀山賢一

①東急リバブル株式会社　②国土交通大臣(9)2611　③代表取締役　袖山靖雄　④東京都渋谷区道玄坂一丁目９番５号　廃止した従たる事務所　神奈川県横浜市青葉区すすき野３―４―171　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区道玄坂一丁目９番５号　東急リバブル株式会社　代表取締役　袖山靖雄

①昌栄興産株式会社　②滋賀県知事(6)001895　③代表取締役　山形仙藏　④滋賀県米原市一色365番地１　⑤1000万円　⑥滋賀県知事　⑦滋賀県米原市一色365番地１　昌栄興産株式会社　代表取締役　山形仙藏

①株式会社オリンピックコーポレーション　②大阪府知事(1)052109　③代表取締役　寺脇好恵　④大阪府大阪市中央区釣鐘町１丁目５番１号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区釣鐘町１丁目５番１号　株式会社オリンピックコーポレーション　代表取締役　寺脇好恵